

平成28年度活動方針

1. 基本方針

「新ながさき農林業・農山村活性化計画」が目指す姿である『経営耕地面積の8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手が担う』農業構造の実現を目指し、農地中間管理機構として、県、市町、農業委員会、農業協同組合等関係団体と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組む。

2. 推進上の課題

- 担い手の借受希望に対する貸出希望農地の総量が約7割と不足、特に使い勝手のよい優良な貸出希望農地が不足している。
- 貸出希望農地のなかには、中山間地域の耕作放棄地など、現状では使い勝手の悪い農地も多く含まれている。

3. 対応方針

- 優良農地の確保は特に重要であり、農業委員会による利用意向調査に加え、全市町において、農地所有者を対象としたアンケート調査を実施し、優良農地を掘り起す作業を進め、農地集積を推進していく。
- 土地改良区や集落営農組織を重点対象とした地域ぐるみの取り組みを強化し、新規の土地改良区は全て農地中間管理事業を活用させるとともに、既存の土地改良区についても農地集約化に向け本事業活用を推進する。
- JAの産地部会や人・農地プランのエリアにおいて、貸出希望農地を示した図面を元に、担い手への集積や集約化について話し合いを進める。
- 現状で使い勝手の悪い中山間地域の農地については、農業土木職を含めた現地確認を行い、図面に整理したうえで、
 - ① 進入路整備や狭地直しなど簡易な条件整備を検討
 - ② 肉用牛放牧や直売所向け野菜栽培を検討
 - ③ まとまって存在する地域では基盤整備事業を検討

4. 関係機関との役割分担

○市町

- ①人・農地のプランの話し合いを強化
- ②認定農業者の応募への誘導
- ③紹介できる農地（良い農地）の収集
- ④重点区域において農地の交換等による農地の集積を推進
- ⑤農地中間管理事業の活用の無い地区での取組推進
- ⑥農地整備事業実施・計画地区、土地改良区との連携強化

○農業委員会（農地利用最適化推進委員）

- ①守るべき農地の明確化
- ②遊休農地所有者などへの意思確認
- ③農業経営基盤強化促進法の利用権設定から農地中間管理事業への誘導
- ④農地法違反の解消
- ⑤利用状況調査等を活用して農地利用最適化を推進

○農業協同組合

- ①出し手、受け手情報の提供
- ②農地中間管理事業が産地部会の維持・拡大に利用されているか検討
- ③産地部会内の情報を使って、規模拡大を支援

○県振興局

- ①管内の状況把握
- ②管内市町等への助言
- ③基盤整備等の必要性判断
- ④本庁・機構との調整、情報収集・提供
- ⑤農地整備事業実施・計画地区、土地改良区との連携強化

農地中間管理機構の役員体制

(様式A)

【H28.6時点の状況】

11名

7名

役職	常勤・非常勤の別	氏名	現(前・元)職名	H28年度継続又は新規の別	経営に関し実践的な能力を有する者	
					該当者には〇印	実務経験有りと判断した経歴等
理事長	非常勤	瀨本 磨毅穂	長崎県副知事	継続		
副理事長	非常勤	加藤 兼仁	長崎県農林部長	継続		
専務理事	常勤	本村 高一	(公財)長崎県農業振興公社事務局長	新規		
理事	非常勤	眞壁 正二郎	長崎県中央農業協同組合専務理事	新規	○	農業経営者(認定農業者、水稲、野菜)
理事	非常勤	一瀬 政太	長崎県町村会長	継続	○	会社役員(専務)経験有
理事	非常勤	久本 純造	長崎県農業経営改善ネットワーク顧問	継続	○	農業法人経営者(酪農、施設野菜)
理事	非常勤	内田 勇	長崎県農業協同組合中央会専務理事	継続	○	長崎県農業協同組合中央会専務理事として団体の業務運営を行う
理事	非常勤	松尾 一郎	長崎県土地改良事業団体連合会副会長兼専務理事	継続	○	県土地改良事業団体連合会副会長として団体の業務運営を行う
理事	非常勤	落水 日朗	長崎県農業法人協会副会長	継続	○	農業法人経営者(鶏卵)
監事	非常勤	白崎 純範	長崎西彼農業協同組合常務理事	継続	○	農業経営者(認定農業者、みかん)
監事	非常勤	相川 文秀	長崎県農業協同組合中央会参事	継続		